

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年 6月28日
【会社名】	三菱瓦斯化学株式会社
【英訳名】	MITSUBISHI GAS CHEMICAL COMPANY, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 倉井 敏磨
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 2 号
【電話番号】	東京 3283局 5049
【事務連絡者氏名】	総務人事センター総務グループ グループマネージャー 山下 俊夫
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 2 号
【電話番号】	東京 3283局 5049
【事務連絡者氏名】	総務人事センター総務グループ グループマネージャー 山下 俊夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社第91回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成30年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役12名選任の件

取締役として、酒井和夫、倉井敏磨、稲政顕次、佐藤康弘、城野正博、藤井政志、吉田晋、水上政道、稲荷雅人、有吉伸久、谷川和生、佐藤次雄の12氏を選任する。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役として、河邦雄氏を選任する。

第3号議案 取締役の積立型退任時報酬決定の件

社外取締役谷川和生、佐藤次雄の両氏を除く取締役10氏に対する、平成29年6月27日から平成30年6月26日までの職務執行に対する積立型退任時報酬を総額9,764万円とし、これを各取締役の退任時に支給する。

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

取締役の報酬額を現行の月額による定めから年額による定めに変更したうえで、任期ごとの積立型退任時報酬を含めて年額6億円以内（うち社外取締役分は5,000万円以内とし積立型退任時報酬は支給対象外とする。）に改定する。

第5号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件

社外取締役を除く取締役に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的として、第4号議案に係る取締役の報酬とは別枠にて、譲渡制限付株式の付与のための報酬を年額1億円以内の金銭報酬債権として支給する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

（会社提案）

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案				
酒井 和夫	1,566,660	163,486	21,636	可決 (89.43%)
倉井 敏磨	1,663,624	66,531	21,636	可決 (94.96%)
稲政 顕次	1,688,673	54,948	8,171	可決 (96.39%)
佐藤 康弘	1,688,648	54,973	8,171	可決 (96.39%)
城野 正博	1,693,761	49,860	8,171	可決 (96.68%)
藤井 政志	1,693,759	49,862	8,171	可決 (96.68%)
吉田 晋	1,693,758	49,863	8,171	可決 (96.68%)
水上 政道	1,693,761	49,860	8,171	可決 (96.68%)
稲荷 雅人	1,693,760	49,861	8,171	可決 (96.68%)
有吉 伸久	1,693,782	49,839	8,171	可決 (96.68%)
谷川 和生	1,737,900	12,253	1,645	可決 (99.20%)
佐藤 次雄	1,738,072	12,081	1,645	可決 (99.21%)

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	決議の結果 (賛成割合)
第2号議案				
河 邦雄	1,581,175	168,989	1,618	可決 (90.26%)
第3号議案	1,745,665	4,515	1,618	可決 (99.64%)
第4号議案	1,746,596	2,448	2,754	可決 (99.70%)
第5号議案	1,712,541	37,636	1,618	可決 (97.75%)

(注) 各決議事項が可決される要件は次のとおりであります。

第1号議案、第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

第3号議案、第4号議案、第5号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の株主のうち賛成の意思表示が確認できた株主の議決権数の集計により、全ての決議事項は可決の要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない株主の議決権数は加算しておりません。

以 上